

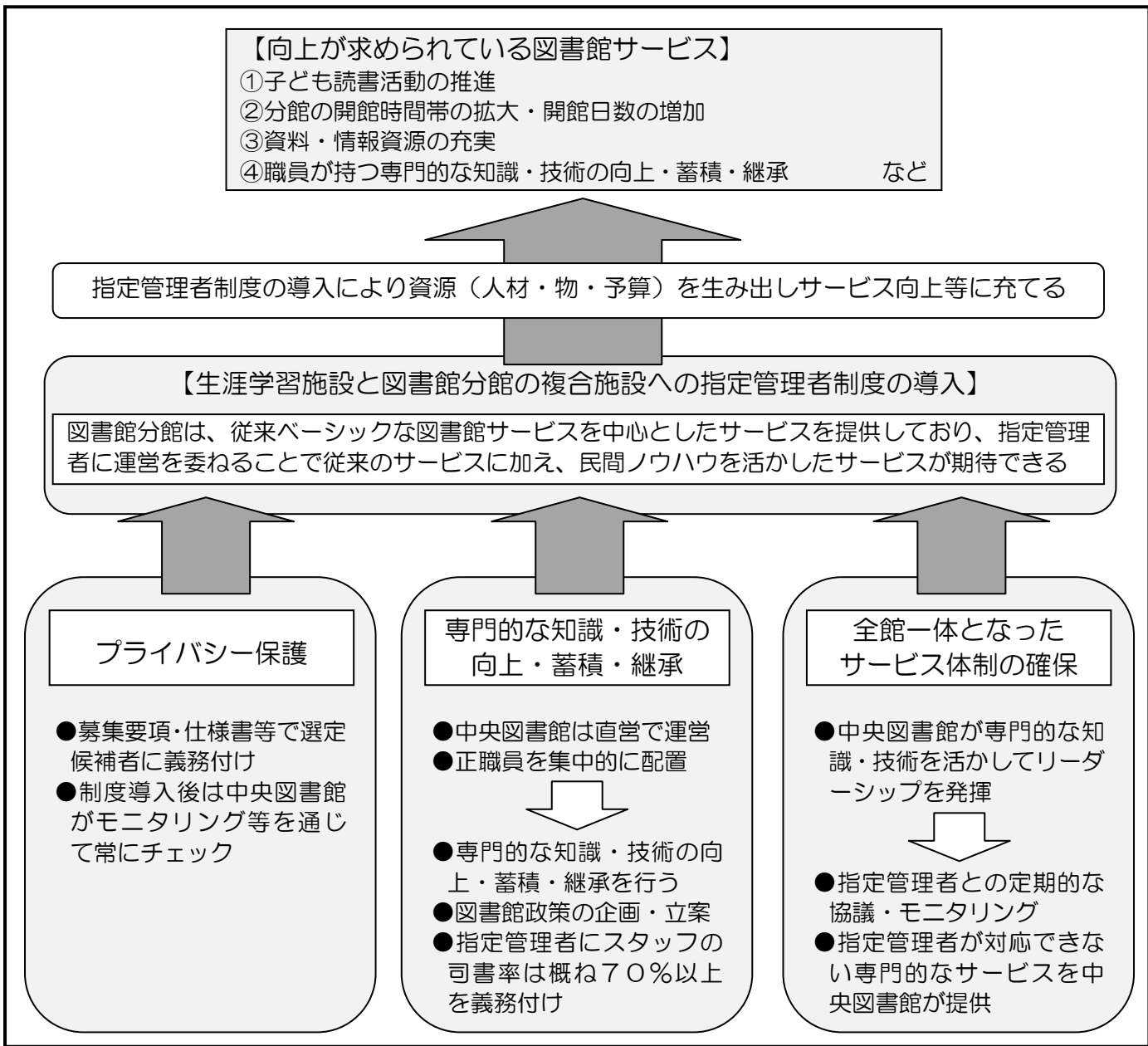
生涯学習施設と図書館の複合施設に導入する指定管理者制度について

1. 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、自治体等の施設の管理や運営を、株式会社をはじめとする営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなどの法人、その他の団体に代行させることができる制度です。図書館へ平成26年度までに導入済または平成27年度以降導入予定の市町村は、全国で237自治体にのぼっています（日本図書館協会調べ）

2. 本市の図書館に導入する指定管理者制度の特徴

図書館各施設の役割分担を踏まえた予算の増加を伴わないサービス向上の手段としての指定管理者制度の導入



【指定管理者制度導入スケジュール】
 平成28年度～平成29年度（2年間）：蹉跎生涯学習市民センター及び図書館
 牧野生涯学習市民センター及び図書館
 平成30年度から：蹉跎・牧野を含む複合施設6施設へ指定管理者制度を導入予定